（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資に関する事項について知識及び経験を有する者） **第二百三十三条の三**　令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一～九　略］ 十　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。） ［十一・十二　略］	（投資に関する事項について知識及び経験を有する者） **第二百三十三条の三**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。） ［十一・十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、異分野連携新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

異分野連携新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（異分野連携新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　［略］ 3　法第十六条第一項の代表者は、一名とする。 （異分野連携新事業分野開拓計画の変更に係る認定の申請） **第二条**　法第十七条第一項の規定により異分野連携新事業分野開拓計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　［略］ （軽微な変更に係る届出） **第三条**　法第十七条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。 一～三　［略］ **様式第１** ［略］ 中小企業等経営強化法第16条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。 ［略］	（異分野連携新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十条第一項の規定により異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　［略］ 3　法第十条第一項の代表者は、一名とする。 （異分野連携新事業分野開拓計画の変更に係る認定の申請） **第二条**　法第十一条第一項の規定により異分野連携新事業分野開拓計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。 2　［略］ （軽微な変更に係る届出） **第三条**　法第十一条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。 一～三　［略］ **様式第１** ［略］ 中小企業等経営強化法第10条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。 ［略］